

5 平成 24 年度生活保護基準について

5 平成24年度生活保護基準について

(1) 平成24年度生活扶助基準について

生活扶助基準の改定は、一般国民の消費水準との均衡を図るという観点(水準均衡方式)から実施しており、具体的には、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び率を基礎として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で改定している。

平成24年度の生活扶助基準の改定については、こうした考え方にに基づき、現在の経済、雇用情勢等を総合的に勘案した上で、据え置くこととした。(別紙1参照)

なお、生活保護基準については、社会保障審議会生活保護基準部会において、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、基準額が一般の低所得世帯の消費実態と適切に均衡がとれているかなど、専門的かつ客観的に評価・検証を実施することとしており、本年末を目途に報告書のとりまとめを考えている。

(2) 平成24年度児童養育加算について

現在の子ども手当は、昨年10月分より「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づき支給されており、その効果が生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、生活保護受給世帯には子ども手当と同額の児童養育加算を設けている。

平成24年度の取扱いについては、現在国会に「児童手当法の一部を改正する法律案」が提出されているところであり、同法案の審議状況を踏まえ対応することとなるのでご留意願いたい。

(3) その他

生活扶助(重度障害者加算等)、出産扶助(施設分べん)及び生業扶助の技能修得費(高等学校等就学費を除く。)については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(別紙1) 平成24年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	172,170	164,870	157,580	150,270	142,980	135,680
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	241,970	223,870	210,580	196,270	183,080	169,780
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の22年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	149,620	144,380	137,530	132,280	125,440	120,190
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	219,420	203,380	190,530	178,280	165,540	154,290
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

社会保障審議会生活保護基準部会

設置趣旨及び審議事項

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準についてご審議いただく専門の部会を設置した。

当面のスケジュール

評価・検証の方法等について平成23年4月から議論を開始。

平成23年末に入手した最新の全国消費実態調査のデータ等を集計し、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否か等の検証作業を行い、平成24年末を目途に報告書を取りまとめる予定。

(参 考) ○生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

委員名簿 (五十音順・敬称略) ◎:部会長 ○:部会長代理

阿部 彩	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長	栃本一三郎	上智大学総合人間科学部教授
○岩田正美	日本女子大学人間社会学部教授	林 徹	長崎大学経済学部教授
◎駒村康平	慶應義塾大学経済学部教授	道中 隆	関西国際大学教育学部教授
庄司洋子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授	山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部准教授

開催状況	第1回	平成23年4月19日	部会長の選出、生活保護制度の概要等について
	第2回	平成23年5月24日	生活保護基準の体系等について
	第3回	平成23年6月28日	生活保護制度における地域差等について
	第4回	平成23年7月12日	生活保護制度における勤労控除等について
	第5回	平成23年9月27日	委員からの報告
	第6回	平成23年10月4日	委員からの報告
	第7回	平成23年10月25日	委員からの報告
	第8回	平成23年12月13日	生活保護基準の検証について

6 生活保護関係予算について

6 生活保護関係予算について

(1) 生活保護関係予算について

ア 生活保護費等負担金について

(ア) 平成24年度予算案について

生活保護費負担金については、各扶助ごとの給付実績を基礎とした上で、直近の被保護人員の伸び等や、医療費の適正化対策の実施による影響などを踏まえ、対前年度2,248億円増(8.8%増)の2兆7,924億円を計上している。

	平成24年度 予算案	平成23年度予算	
		当初予算額	補正後予算額
保護費負担金	2兆7,924億円	2兆5,676億円	2兆6,361億円

(イ) 平成24年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各自治体からの所要見込額に基づき実施しているところである。

平成24年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているが、生活保護受給者は平成23年7月に現行制度下で最大となり、以後も増加していることから、各自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

また、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について」(平成21年3月9日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の内容について改めて徹底するなど、不正等の防止に対しても適切な対応を図られたい。

(ウ) 生活保護費等国庫負担金に係る適正な精算について

生活保護費等国庫負担金に係る適正な精算については、「生活保護費等負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平成22年10月6日社会・援護局保護課長通知)にて、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理について適正に実施するよう徹底を図っているところである。

返還金等について、収納済額のみを調定額として計上することは国庫負担金を過大に交付することとなることから、各自治体においては、本通知の趣旨を踏まえ、適正な国庫負担金の精算について、改めて徹底されたい。

なお、今年度は、各自治体からの実績報告書の提出後、計画的に交付額の確定を行ったところであるが、平成24年度においても、同様に早期の精算交付又は返還の手続きを行うこととしているので、実績報告書の提出期限（6月末）について厳守するとともに、必要な予算措置等の対応をお願いしたい。

イ 緊急雇用創出臨時特例交付金（基金）について

緊急雇用創出臨時特例交付金（住まい対策拡充実施分）については、平成21年度第2次補正予算により、各都道府県に基金を造成し、事業実施しているところであるが、今年度の第3次補正予算において、「被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業」など東日本大震災に係る復旧・復興事業を新設するとともに、事業実施期間を1年間延長し、平成24年度末までとしたところである。

各都道府県においては、事業の実施状況や実施効果を踏まえ、必要に応じて事業計画を見直すなど基金の適切かつ有効な活用を図られたい。

ウ セーフティネット支援対策等事業費補助金について

平成24年度予算案においては、生活保護受給者等の就労・自立支援対策の強化のための「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（補助率3／4）」及び後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策を推進するための「医療扶助適正化推進事業（補助率10／10）」を創設したことなどにより、対前年度37億円増の、237億円を計上しているところである。

セーフティネット支援対策等事業費補助金の実施要綱、交付要綱及び交付方針は別途通知するが、平成24年度については、適正実施を図る観点から、従前から継続実施している事業についても費用対効果等実績を評価した上で選択する方針であるので、各自治体においても事業内容等を精査の上、協議願いたい。

エ 生活保護ケースワーカーに係る地方交付税措置について

生活保護ケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置しているところであるが、近年の被保護世帯の急増に対応するため、平成21年度以降、毎年増員されているところである。

平成24年度においても、地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、ケースワーカーにおいては増員が図られる見込みである。

については、各自治体の福祉担当部局においても、これを踏まえ、必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図られたい。

【標準団体規模（道府県：人口20万人、市町村：人口10万人）における生活保護ケースワーカー算定数】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (案)
道府県	15人	16人	17人	18人	19人
増員数		(+1人)	(+1人)	(+1人)	(+1人)
市町村	8人	10人	11人	12人	13人
増員数		(+2人)	(+1人)	(+1人)	(+1人)

(2) 保護施設の運営及び整備について

ア 保護施設の運営について

(ア) 保護施設における精神障害者等の地域移行支援及び地域定着支援について

保護施設においては、これまでも保護施設通所事業や居宅生活訓練事業の実施などにより、入所者等の地域移行に向けた支援や地域生活の定着に向けた支援を行ってきたところである。

平成23年度からは、救護施設において、精神保健福祉士を加配した場合の加算措置を講じるほか、精神状態の悪化など一時的に不安定になった際における一時保護入所を実施したところであるので、アウトリーチ機能の強化など、地域における保護施設の役割の強化に向けてより一層努められたい。

(イ) 保護施設内での虐待防止対策について

昨年、保護施設内において、職員による入所者への虐待事案が発生したところである。

高齢者及び障害者に対する虐待防止については、それぞれ高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法により、虐待の防止に向けた取組や、虐待を発見した場合の取り扱いが定められているところであるので、保護施設においても、職員に対する研修の実施や苦情処理体制の整備など、虐待防止に向けた取組を図るよう管内の保護施設を指導されたい。

また、万一、保護施設内での虐待事案が発生した場合には、速やかに当該施設から所管自治体に報告を行うよう徹底されたい。

(ウ) 保護施設に係る最低基準の条例委任について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、保護施設の設備及び運営等については、平成24年4月1日から各都道府県等の条例により最低基準を定めることとされ、昨年12月には、厚生労働省令を改正し、各自治体において条例を定めるにあたって、職員の配置基準や居室面積については「従うべき基準」、定員規模については「標準」、その他の基準については「参酌すべき基準」との区分を行ったところである。

各自治体における条例については、経過措置により平成25年3月31日までに定めることとされているので、遺漏のなきよう取り扱われたい。

なお、各自治体において独自の基準を設ける場合等においては、管内の施設等との協議を行うなど、円滑な実施に十分配慮されたい。

(エ) 施設に入所する子どもにかかる子ども手当の支給について

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により、平成23年10月から、児童福祉施設等に入所している0歳～中学校卒業まで子どもの「子ども手当」については、施設の設置者に対して支給されることとなっており、保護施設においても、支給対象（※）になる子どもが入所している場合、施設の設置者より市町村へ申請を行うことが必要となる。

※ 2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。

特別措置法による子ども手当の支給については、申請期限が本年3月31日（土曜日が閉庁日となっている市町村においては3月30日）となっているので、管内施設に対し、念のため、支給対象となる子どもがいないか注意喚起が行われたい。

イ 保護施設の整備について

これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた保護施設の施設整備のうち、都道府県及び指定都市実施分については、平成24年度から地域自主戦略交付金（内閣府計上）により対応することとなったところである。

平成24年度予算成立後、交付限度額の通知、交付要綱等の送付等が行われる予定なのでご留意されたい。

また、中核市実施分については、引き続き社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象となるので了知されたい。